

2025  
No.153 11

広報

# うるぎ

- ホームページ <http://www.urugi.jp>
- 総務課 somu2@urugi.jp
- 産業課 sangyo@urugi.jp
- 住民課 jumin@urugi.jp
- 教育委員会 kyoiku@urugi.jp

発行・編集／壳木村役場総務課  
印刷／龍共印刷株式会社



うるぎ大運動会 10月4日撮影

## 主な内容

決算報告	2~4
議会だより	5~6
総合戦略 他	7~10
まめまめ歯科健診のおしらせ 他	11
後期高齢者医療の医療費通知について 他	12
国民年金	13
うるぎダイアリー／新職員紹介 他	14



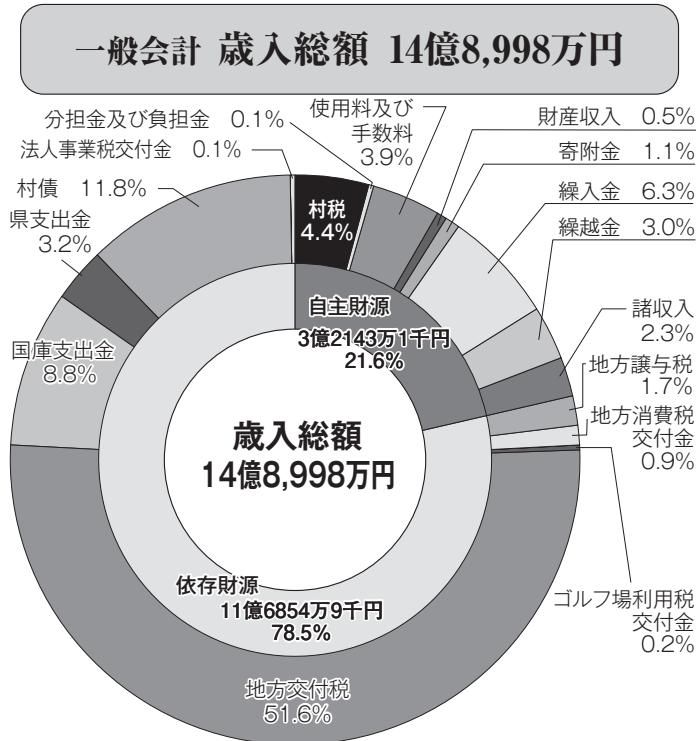
私たちの村（令和7年9月末時点）

人口 464人／男 227人／女 237人／世帯数 261戸／交通死亡事故ゼロの日 488日

# 令和6年度 決算概要

令和6年度一般会計及び特別会計の決算が第3回定例議会で認定されました。一般会計及び特別会計の歳入総額は19億2306万9千円、歳出総額19億667万1千円でした。

区分	R6決算額	対前年比	
		増減額	増減率
村 税	64,821	△ 4,693	△ 6.8
地方 譲 与 税	25,210	3,884	18.2
利 子 割 交 付 金	15	4	36.4
地方消費税交付金	13,861	△ 132	△ 0.9
ゴルフ場利用税交付金	2,281	123	5.7
自動車税環境性能割交付金	1,316	247	23.1
法人事業税交付金	1,104	83	8.1
地方 特 例 交 付 金	1,588	1,588	皆増
配 当 割 交 付 金	300	77	34.5
株式等譲渡所得割交付金	400	177	79.4
地 方 交 付 税	768,089	17,005	2.3
分担金及び負担金	1,637	431	35.7
使用料及び手数料	57,601	458	0.8
国 庫 支 出 金	131,201	84,224	179.3
県 支 出 金	47,521	△ 589	△ 1.2
財 産 収 入	8,139	△ 1,610	△ 16.5
寄 附 金	15,999	4,850	43.5
繰 入 金	93,449	59,811	177.8
繰 越 金	44,983	10,544	30.6
諸 収 入	34,802	5,761	19.8
村 債	175,663	138,042	366.9
合 計	1,489,980	320,285	27.4



## 主な増減の要因

(単位：千円)

区分	増減額	主な要因(数値は増減)	
		普通交付税11,238、特別交付税5,767	
地 方 交 付 税	17,005	普通交付税11,238、特別交付税5,767	
国 庫 支 出 金	84,224	放送ネットワーク整備支援事業費補助金87,802	
繰 入 金	59,811	減債基金70,559、ふるさと寄附金基金△11,245	
繰 越 金	10,544	繰越金7,932	
諸 収 入	5,761	デジタル基盤改革支援補助金1,119、給食費補助2,606、職員等給食費1,431	
村 債	138,042	文化交流施設整備事業52,200、CATV光伝送路改修工事(繰越明許) 83,100	

## 基金(貯金)残高

(単位：千円)

会 計	R6決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	660,825	△ 14,367	△ 2.1
特 別 会 計	133,087	△ 25,784	△ 16.2
公 営 企 業 会 計	28,798	28,798	皆増
合 計	822,710	△ 11,353	△ 1.4

## 村債(借金)残高

(単位：千円)

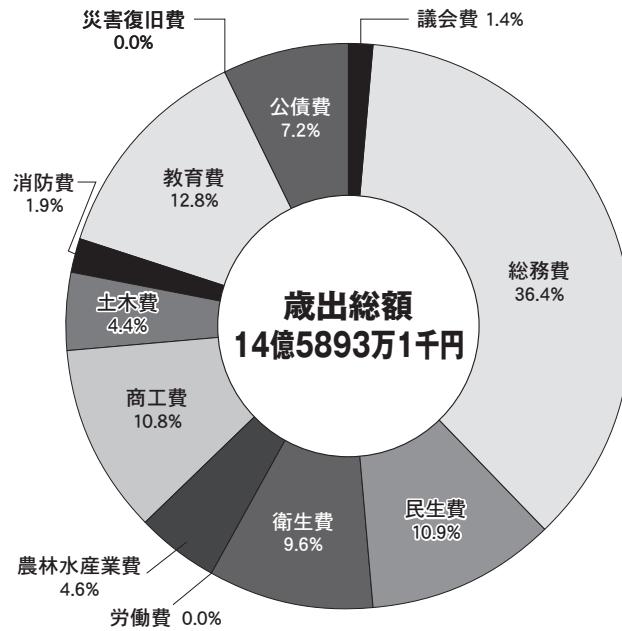
会 計	R6決算額	対前年比	
		増減額	増減率
一 般 会 計	699,399	71,609	11.4
特 別 会 計	2,003	△ 229,999	△ 99.1
公 営 企 業 会 計	180,929	180,929	皆増
合 計	882,331	22,539	2.6

※水道特別会計及び下水道特別会計は令和5年度から公営企業会計へ移動しました。

## 一般会計 岁出総額 14億5,893万1千円

### 目的別

区分	R6 決算額	対前年比	
		増減額	増減率
議会費	19,880	1,832	10.2
総務費	531,664	277,917	109.5
民生費	158,907	△ 5,148	△ 3.1
衛生費	140,229	10,876	8.4
労働費	676	△ 589	△ 46.6
農林水産業費	66,745	8,552	14.7
商工費	157,275	8,340	5.6
土木費	64,115	△ 633	△ 1.0
消防費	27,005	1,989	8.0
教育費	187,293	65,797	54.2
災害復旧費	0	△ 26,421	△ 100.0
公債費	105,142	△ 8,294	△ 7.3
合 計	1,458,931	334,218	29.7

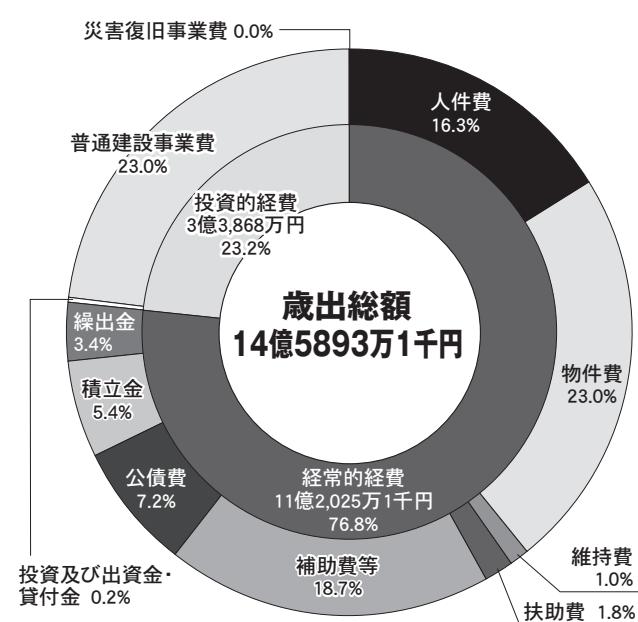


### 主な増減の要因

区分	増減額	主な要因(数値は増減)	
		要因	額
1 総務費	277,917	地域おこし協力隊関係経費 10,546、地域プロジェクトマネージャー経費 5,938、戸籍住民基本台帳費 8,393、FTTH伝送路改修工事 174,013	
2 衛生費	10,876	環境衛生費 12,364	
3 農林水産業費	8,552	農業費 5,882、農業振興費 1,967	
4 教育費	65,797	教育総務費 9,946、小学校費 10,316、社会教育費 37,847	
5 災害復旧費	△ 26,421	災害復旧工事なし	

### 性質別

区分	R6 決算額	前年比	
		増減額	増減率
人件費	238,016	20,375	9.4
物件費	335,145	58,242	21.0
維持費	14,788	4,835	48.6
扶助費	26,590	△ 6,550	△ 19.8
補助費等	271,972	104,350	62.3
公債費	105,142	△ 8,294	△ 7.3
積立金	79,082	47,842	153.1
繰出金	49,516	△ 80,318	△ 61.9
投資及び出資金・貸付金	3,120	240	8.3
普通建設事業費	335,560	219,917	190.2
災害復旧事業費	0	△ 26,421	△ 100.0
合 計	1,458,931	334,218	29.7



# 会 計 別 決 算

(単位：千円)

会 計 名		歳 入		歳 出	
		R6決算額	対前年比		R6決算額
			増減額	増減率	
一 般 会 計		1,489,980	320,284	27.4	1,458,931
特別会計	国民健康保険特別会計	61,064	775	1.3	56,776
	直営診療所特別会計	30,491	1,916	6.7	30,282
	水道事業特別会計	0	△ 83,749	△ 100.0	0
	後期高齢者医療特別会計	8,872	665	8.1	8,872
	下水道事業特別会計	0	△ 52,747	△ 100.0	0
	介護保険特別会計	126,352	△ 630	△ 0.5	115,285
会公営企業	簡易水道事業会計	収益的収支	60,359	100.0	87,369
		資本的収支	63,900	100.0	71,425
	下水道事業会計	収益的収支	49,671	100.0	50,530
		資本的収支	26,787	100.0	27,067
	合 計	1,923,069	186,514	25.7	1,906,671
					218,922
※各企業会計の収支がマイナスとなっていますが、不足額は引継金で補てんしました。					

# 財 政 指 標 状 況

(単位：%・千円)

項 目	R6	R5	説 明
財政力指数	0.11	0.11	この数値が1に近いか1を超えるほど財政力が強いと見る。※前3年平均
実質収支比率	3.8	5.1	一般的に黒字額は、標準財政規模の3～5%が望ましい。
経常収支比率	50.2	86.3	財政構造の弾力性を判断する指標、通常70%程度に収まることが妥当。
標準財政規模	729,232	719,442	標準的行政水準を維持するために必要な経費に見合う財源。

# 財政健全化判断比率

指 標	比 率	説 明	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	一般会計、国民健康保険・上下水道等の公営企業会計、全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	20.0%	40.0%
実質公債費比率	11.6%	標準財政規模に対して、一般会計や上下水道等の公営企業会計、全ての会計が負担する実質的な公債費（元利償還金）の比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債（上下水道等の公営企業会計を含む）の標準財政規模に対する比率	350.0%	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額がありませんでした。

指 標	簡易水道事業会計	下水道事業会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

※両会計とも資金不足額がありませんでした。



## 売木村議会定例会

令和7年第3回売木村議会定例会が9月9日から18日までの10日間の会期で開催されました。付議事件15件が上程され、いずれも原案どおり可決・承認されました。主な内容は次のとおりです。

- (繰越金3,287千円)
- 令和7年度売木村国民健康保険事業補正予算(第一号)
- 令和7年度売木村介護保険特別会計(介護保険事業)補正予算(第一号)について(410千円増額)
- 令和7年度売木村簡易水道事業会計補正予算(第一号)について(一般会計繰入金702千円)
- 令和6年度決算に係る健全化判断比率の報告について
- 令和6年度一般会計、特別会計、公営企業会計(7会計)の決算についてはいずれも認定されました。決算内容はP2~4のとおりです。

- 令和7年度売木村一般会計補正予算(第二号)について(24,869千円減額)(道路メンテナンス事業(橋りょう修繕)59,850千円減、簡易水道事業会計負担金8,914千円増)
- 令和7年度売木村国民健康保険事業補正予算(第一号)

## 補正予算

## 決算認定

## 報 告

## 圓口 審議員

## 人 事

- 教育委員会委員任命について
- 同意を求めることがあります。永瀬憲一氏 同意

## 村長答弁

過去数年間の役場職員の休職・退職者数の推移とその理由をどのように把握しているのか。また、人員減少による業務下の影響や職員の負担をどのように認識し、どのように

- 保険特別会計(国民健康保険事業)補正予算(第一号)について
- (4,493千円増額)
- 令和2年度は職員24名で始まり、2年度末をもって定年退職、医師、看護師の退職があわせて5名あり、令和3年度は職員1名を採用して19名となりました。3年度に1名の退職があり18名となりました。4年度は2名の採用で20名体制となりましたが中途で1名退職、年度末で1名が退職、18名となり、5年度は1名採用して19名となりましたが4年度途中から育児休暇もあり18名となりました。6年度は3名採用して22名となりましたが、この年も2名の退職者が出てしました。令和7年度は3名を採用して22名でスタートしましたが、今年は3名の退職者を出してしまいました。中途退職にあつては、心身的な問題、仕事上の問題、家庭の事情等、様々あるかと思いますが、令和2年以降の使用者が10名、中途退職者が8名と採用、退職を繰り返しております、職員の資質向上にも大きな妨げになつていており、職員の資質向上にも認めが取れ、全村設置へ進むことは、私の職員育成の失敗であるとになりました。

対応しているのか。さらに人材の確保や定着のための取組、今後の改善策について。

## 村長答弁

行つているところであります。通年にわたつて職員募集も

が、応募も少ないのも現状であります。特に技術職の職員につきましては、広域連合で共同採用試験の取り組みも行つておりますが、小規模町村希望者も少なく応募があつても売木村は厳しい状況が続

いております。良い仕事をするには職員体制もしっかりとすることは、重要な事です。これからも職員体制整備には、万全を期していくと共に職員のストレスチェックも怠らないようにして、場合によつては心理士をお願いするなどして、働き甲斐のある職場になるように努めていきたいと思います。

集落単位での点検も困難になつて来た時の対応について、熊の出没対策等については、売木村有害鳥獣対策協議会で検討していきたいと思っております。獣害防止柵の補修状況、クマ捕獲対策の状況について産業課長より説明いたします。

【産業課長】 獣害防止柵の修繕の実施状況は令和4、5年度は南一軒川、「ぶなの峰」の三集落。令和6年度が軒川、「ぶなの峰」の2集落の実施となつています。高齢化が進み、集落単位での修繕作業が困難になつてきています。今後集落単位でなく、協議会を主導とした広域的な修繕の体制づくりも検討していく必要があると考えています。

その後の補修につきましては各集落で取り組んでいただけております。柵を毎年点検しております。柵を毎年点検していただいている集落もあります。特に技術職の職員につきましては、広域連合で共同採用試験の取り組みも行つておりますが、小規模町村希望者も少なく応募があつても売木村は厳しい状況が続

いております。職員募集も行つておらず、職員の資質向上にも認めが取れ、全村設置へ進むことは、私の職員育成の失敗であるとになりました。

9月より鳥獣の保護及び管

理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正がありました。これは住民の生活圏内にクマ、イノシシなどの危険鳥獣が出没した際、安全が確保されれば猟銃の使用が可能になるというものです。猟銃を依頼する猟友会員の高齢化、いざという時の対応のマニュアル策定などの課題も多くあります。今後協議会の中で検討していきます。

### 【日高 昇議員】

令和6年度の決算を迎えて臨時支出の多かった令和6年度で村長としてどこに力を注ぎ、村や住民生活を良くしようと尽力し、良くなつたのか。

### 【村長答弁】

6年度の大きな事業といたしましては5年度の繰り越し事業で行つたケーブルテレビの光化工事、文化交流センターのLED化とエアコン設置が大きな事業でありました。大好きな村を後世に残したいと言う強い思いで、常に村民生活を向上させようと思って活動してきました。人口減少が進む中で、インターンの皆さんのが増えて、それぞれ起業され、新しいものが生まれてもあります。

その時、その時に必要で村

を進め山村留学を維持して学校の存続に邁進したいと思っております。

にとつて大事なことは、やつて来たところであります。村政を預かる中で、自分の思いだけで事業を進め反省するところもありますが、村民の皆さんが、安心して生活できる村づくりを引き続き進めたいと思います。

来るリニア時代に向かつて環境保全も重要な課題であります。来年度の愛知大学との連携事業で村民満足度調査を行つていただきたいと話をしているところであります。その結果も参考に村づくりに活かしていきたいと思っております。

### 【村松 松美議員】

今後の小中学校の運営方針と43年の歴史ある山村留学制度について村としての考えは。

### 【村長答弁】

当時の村会議員さんが受け入れ農家として積極的にかかり苦労の中で始まつた山村留学は、村の宝でもあります。学校の存続はいばらの道ではあります。今は、私は、私が受け入れた大好きな村を後世に残したいと言つて、常に村の存続を盛り込んであるように引き続き移住定住対策を進めます。

学校存続、統廃合について

は検討をしていく必要がありますので、教育委員会、PTA、学校等の状況、考えについて教育長より説明をします。

### 【教育長】

#### ○今後の小中学校の運営について

学校運営、山村留学について現状等説明させていただきます。

児童生徒数の推移についてはお手元の資料をご覧ください。小学校については令和2年度までは県の講師配置等の協力により単級での学級編成を行つてきました。令和3年度から小学校12年の複式編成が始まり、現在県の基準ではすべての学級が複式となつてます。令和5年度から村費教員の配置により小5・6年は単級での編成で運営しています。

小学校入学は昨年今年と1名ずつでした。今後令和11年度までは入学児童が途切れることはない見込みですが、令和12年度はゼロになる可能性は高くなっています。

中学校については今年度まで山村留学生の転入もあって複式学級を回避できました。来年度においては中1に3名、中2に2名の転入生がない

と複式となる可能性が高くなっています。来年度は今年4月の指定を受け、学校改革に取り組んでいます。

教育委員会としても、現在の小中併設校を生かした学校運営のほか、義務教育学校についてより良い運営方法について、県教委にも助言をいただきながら検討を進めています。部活動の地域展開という課題もあり、将来的には中学校の校外への委託または統合も視野に入れなければならないと思いますが、当分の間、少なくとも第3期総合戦略の計画期間中は複式学級となつても中学校まで維持できるよう努力も検討を重ねてきます。

児童生徒数の確保については、学校、山村留学だけでなく保育所も含め、また、移住定住の推進など村全体で取り組む必要がありますので、今後ともご理解とご協力をお願ひします。

以上現状と今後についての説明とさせていただきます。

必要になる見込みです。

山村留学については今年43期生を迎えることができました。

学校にとつては児童生徒数の確保という面で非常に大きな事業で、43年間継続できています。令和9年度以降については中学校の複式もやむを得ないものとなりそうです。

としても確かな学力を身に着け、自ら学習に取り組む姿勢を育めるよう県のウェルビーイング実践校TOCO-TOONの指定を受け、学校改革に取り組んでいます。

山村留学の活動への地元生の参加など貴重な体験ができるとともに、地元の児童生徒数が減る中で、山村留学生は地元の児童生徒にとっての刺激となることも多く、複式学級の運営であつても引き続き事業の継続ができるよう努力します。今後の運営において、山村留学推進委員会においても検討を重ねてきます。

山村留学推進委員会においても検討を重ねてきます。

児童生徒数の確保については、学校、山村留学だけでなく保育所も含め、また、移住定住の推進など村全体で取り組む必要がありますので、今後ともご理解とご協力をお願ひします。

## 壳木村村づくり総合戦略

# 「小さな村だからこそ生まれる 互助と共創で輝く村」

令和7年9月に第3期壳木村村づくり総合戦略を策定しました。

## 1 壳木村総合戦略とは

### ～位置付け～

○総合戦略とは、平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域社会を形成するため、村の実情を踏まえた今後5か年の具体的な目標、施策を位置づけるものです。

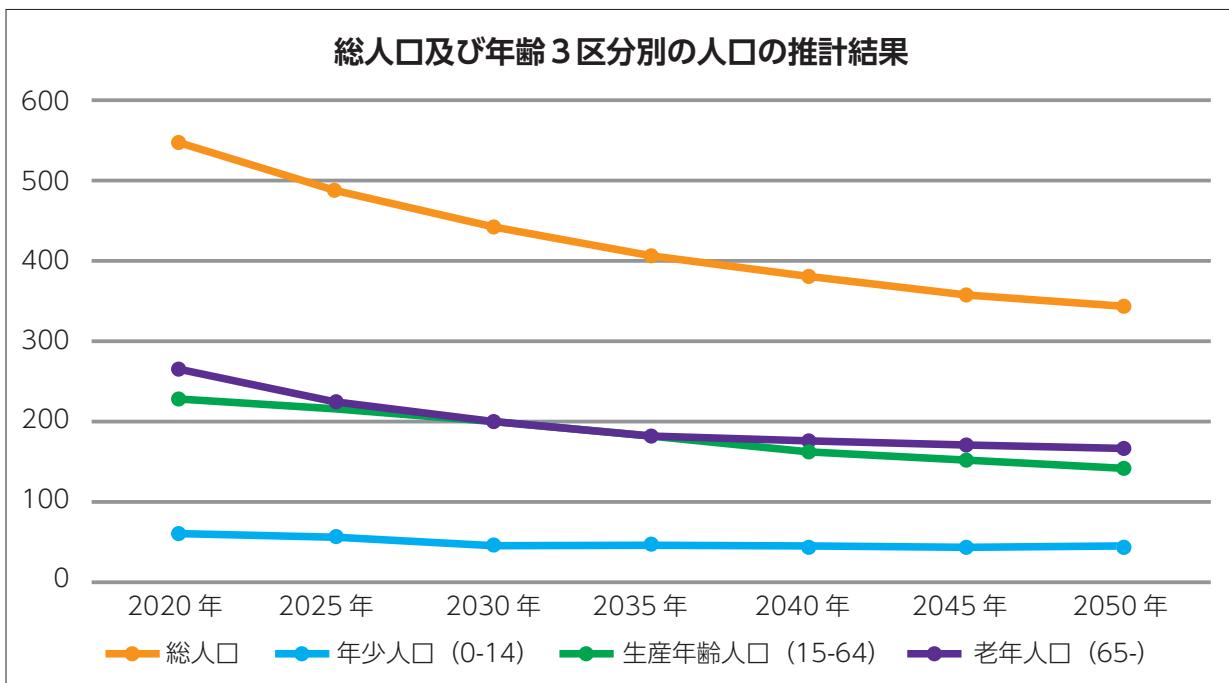
### ～対象期間～

○令和7年度～令和11年度 [5ヵ年間]

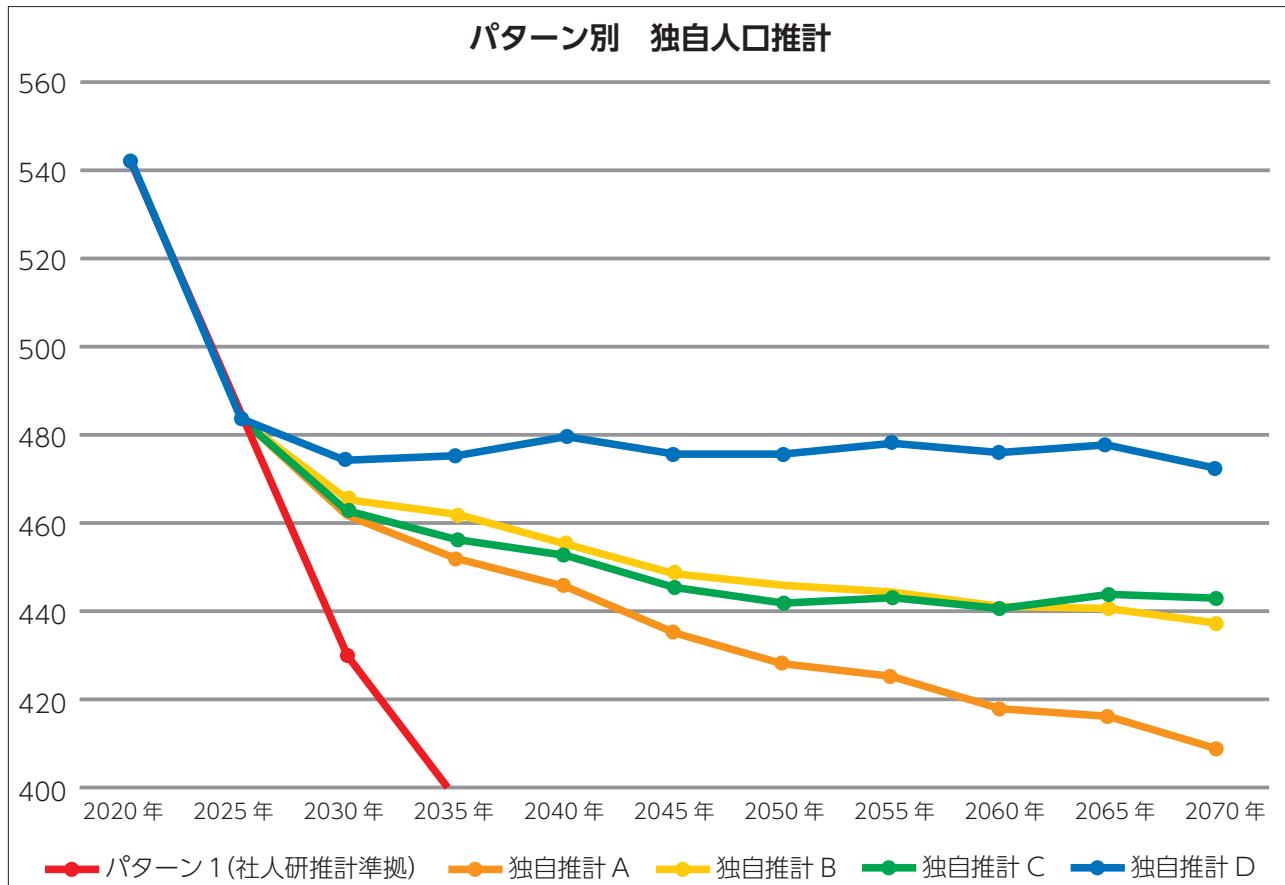
## 2 人口の現状と将来展望

○壳木村の人口は減少傾向が続いている、国勢調査では1980年の828人から2020年には548人と33.8%の減少となっています。

以下は2024年に国が提示した基礎データを元に推計した将来の人口推移となります。



○売木村の人口は2040年に380人、2060年に305人まで減少すると推計されています。人口の減少は日本全体で続くものとなっており、人口減少の割合を減らし、可能な限り人口を維持していくため4つのパターンを想定し人口の推移を推計しました。その結果は以下のグラフとなります。



分類	内 容
独自推計A	合計特殊出生率はパターン1・社人研推計準拠に準拠し、移住する子育て世帯が2040年（令和22年）までに24組、その後2～4組／5年ずつ増えると仮定
独自推計B	合計特殊出生率はパターン1・社人研推計準拠に準拠し、移住する子育て世帯が2040年（令和22年）までに27組、その後は3～5組／5年ずつ増えると仮定
独自推計C	独自推計Aの前提で、特殊出生率を2035年（令和17）に、人口置換水準である2.1まで向上させる
独自推計D	独自推計Aの前提で、さらに、①仕事をリタイア・セミリタイアした50歳～54歳、②仕事が少し落ち着いた35歳～39歳の移住者が増える（2040年（令和22年）までは12名／5年、その後は8名／5年）と仮定

### 3 壳木村総合戦略の方向性

村の強みである豊かな自然環境と、挑戦を後押しする風土の中で、「こんなことに挑戦したい」「こんな暮らしをしたい」といった一人ひとりの思いを育みながら、地域の課題や日々の営みに対する「関わりしろ」を外に開き、「共に解決したいこと」「助けてほしいこと」を発信していくことで、村と関わる一人ひとりが役割を担える環境を大切にしていきます。

一方で、都市部などで働きながら「もっと能力を活かせる場が欲しい」「もっと社会に貢献がしたい」と考えている方も少なくありません。そうした想いと地域が抱える課題を一つひとつ結び付け、さらに村民とつながっていただくことで、村に持続的に関わっていただける基盤をつくっていきます。そして関係人口として関わっていただく方々と村民が顔の見える関係を築きながら、地域課題の解決に取り組み、ともに新しい村をつくっていきます。

共助と共創の輪が広がっていくことで、新たな関係人口や移住者を呼び込み、村の魅力と強みをさらに高めていきます。こうした取り組みは、日本全体においても地方と都市が持続的に成長する好循環につながると考えています。

### 4 基本目標と施策展開

今後5年間で達成を目指す基本目標を設定し、具体的な施策に取組みます。

#### ～基本目標1 地域を担う人材の呼び込み・育成～

地域を支える人材を外部から呼び込み、育成していくことが重要です。

- ①企業や大学との連携、村内外をつなぐRMO(地域運営組織)の立ち上げ、人材育成のための取り組みを推進します。
- ②二地域居住や他地域共住など新しい形の暮らしを選択できる仕組みを積極的に取り入れ、村に持続的に関わっていただける基盤をつくっていきます。
- ③空き家や空き別荘の活用、村営住宅の建設、住宅宅地の確保、住宅建設に関する補助金の拡充の検討などを進めます。

#### ～基本目標2 女性・若者に選ばれる村づくり～

村の人口を維持し、村の将来を担う人材を村内からも輩出するために、女性や若者に選ばれる村づくりが必要です。

- ①子供の感性を育むような村独自の保育プログラムを強化、保育園や子供の一時預かりの運営体制をニーズに応じて拡充します。
- ②小中学生に対しても村独自の教育を充実させるとともに、山村留学の魅力向上、高校問題の解決に取り組みます。
- ③結婚・出産・子育て支援策の継続・充実にも注力していきます。

### ～基本目標3 農林業・地域産業の持続的な発展と、未来を創る仕事の創出～

人口維持や移住促進のためには、村内における雇用の創出や、リモートで働く環境の整備が不可決です。

- ①企業進出者や起業者、移住者が地元の村民とつながりを持ち、互いに協力しながら活動できるよう関係構築を後押しし、地域が持続する基盤を整えていきます。
- ②農林畜産業や商店などの事業継承支援、大工や建築土木など職人の育成をはじめとした地域を支える担い手や次世代の人材の育成にも注力します。
- ③冬季の雇用問題の解消に向けて、企業連携による副業の確保などの取り組みを推進していきます。

### ～基本目標4 全世代のひとが安心して暮らせる持続可能な地域～

子どもから高齢者まで全世代が安心して暮らし続けられる村を目指し、医療・福祉サービスの充実や環境整備を進めます。

- ①行政サービスのオンライン化推進や交通サービスの維持、移動販売の導入検討など、暮らしを支える多様な施策を展開します。
- ②村内施設や既存の観光資源の整備に取り組み、地域サービスの維持・向上に努めます。
- ③エネルギー転換事業、二酸化炭素の削減、Jクレジットの導入、森林資源の有効活用など、持続可能な地域づくりに向けた特徴的な事業の推進を検討していきます。

## 5 公表

壳木村村づくり総合戦略は村ホームページでも公表しております。下記のアドレスよりログインできますのでご覧ください。

[https://www.urugi.jp/top/administration\\_living/village\\_administration/village\\_building/promotion\\_comprehensive\\_plan/](https://www.urugi.jp/top/administration_living/village_administration/village_building/promotion_comprehensive_plan/)

### 壳木村農業委員会 委員の選任について

壳木村農業委員会の委員2名の欠員に伴い、新たな農業委員が村長から任命されました。

農業委員は、農地法の規定による許可申請等の審議や農地の集積、遊休農地の解消等を中心に活動をしています。

任期 令和7年10月30日から令和8年7月19日まで

選出地区※	氏名
岩倉	杉本 潤
南二	松村 修

※農業委員の選出地区は参考のための表記であり、担当地区を特定するものではありません。

**歯科健診対象者の皆様**

歯周病は、日本人の歯の喪失をもたらす主要な原因疾患です。また、全身疾患や生活習慣病との関係が注目されています。生涯にわたり、歯と口腔の健康を維持して、食べることを楽しみ、歯の喪失を予防することを目的に歯科医院での個別の歯科健診を行います。無料で歯科健診が受けられる機会になりますので、ぜひ受診してください。

健口といわれるよう、口の健康は全身の健康への入り口です。年に1度は健診を受け、口の健康・身体の健康を守りましょう！

# まめまめ歯科健診 のお知らせ



## &lt;対象者&gt;

70歳（昭和30年4月1日から昭和31年3月31日生まれ）の方  
60歳（昭和40年4月1日から昭和41年3月31日生まれ）の方  
50歳（昭和50年4月1日から昭和51年3月31日生まれ）の方  
40歳（昭和60年4月1日から昭和61年3月31日生まれ）の方  
30歳（平成7年4月1日から平成8年3月31日生まれ）の方  
20歳（平成17年4月1日から平成18年3月31日生まれ）の方

※対象の方へは個別に通知しておりますので、ご確認ください。

## 歯科口腔健診を受けましょう～後期高齢者歯科口腔健診～

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科口腔健診を実施しています。

高齢になると、むせこんだり、のどにつかえたりすることが多くなり、これらが原因で誤嚥性（ごえんせい）肺炎（細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。）を起こすことがあります。

お口の健康は、身体の健康への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが、お口の状態を確認したい方など、費用は無料ですので、ぜひこの機会に受診しましょう。

**●対象者**

- (1)昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれの被保険者（令和6年度に75歳の誕生日を迎えた方）
- (2)昭和20年4月1日～昭和24年3月31日生まれの被保険者（令和6年度に76～79歳の誕生日を迎えた方）  
　　のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経験があり、かつ、令和6年度に歯科医療の受診がなかった方
- (3)昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの被保険者（令和6年度に80歳の誕生日を迎えた方）

**●案内通知など**

6月下旬に対象者に対し、案内通知と受診券を送付しています。

**●健診期間**

令和7年7月1日（火）から令和7年12月30日（火）

**●健診費用**

無料 ※健診により治療が必要な場合は、その治療費は本人負担となります。

**●対象医療機関**

県歯科医師会所属の歯科医院（一部の病院を除く）

**●予約方法**

対象医療機関へ直接予約をお願いします。

**●受診時に必要なもの**

受診券（必ずお持ちください。）資格確認書またはマイナ保険証（いずれかを必ずお持ちください。）

お薬手帳（無い場合は不要です。）

お問い合わせ先 長野県後期高齢者医療広域連合 保健事業室（☎026-229-5320）



## 長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和7年10月3日から時間額1,061円に改正されます。この機会にご確認ください。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施しています。ご活用ください。

**【お問い合わせ先】**

「最低賃金」については、長野労働局労働基準部賃金室（☎026-223-0555）または最寄りの労働基準監督署へ

**【助成金に関するお問い合わせ先】**

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室（☎026-223-0560）

キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課（☎026-226-0866）



## 後期高齢者医療の医療費通知について

長野県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆様に健康や医療に関する理解を深めていただくとともに、医療費が正しく請求されているかを確認していただくために、医療費通知を年1回送付しております。

今年度は令和6年11月から令和7年10月診療分についての医療費通知を令和8年1月下旬頃に送付いたします。

今年度送付する医療費通知には作成のスケジュール上、令和7年11月・12月診療分について記載されません。確定申告期間中に医療費控除の申告をされる場合は、**11月・12月診療分については領収書を基に申告をしてください。**

令和7年11月・12月診療分については、令和8年1月から令和8年10月までの診療分と併せて、令和9年1月下旬頃の送付となります。

なお、該当の期間に医療機関等の受診があってもデータ作成（12月上旬）時点では被保険者が亡くなっている場合は医療費通知が送付されません。亡くなられた方の医療費通知が必要な場合は、長野県後期高齢者医療広域連合まで直接ご連絡ください。

**(問い合わせ先) 長野県後期高齢者医療広域連合 保健事業室 (TEL 026-229-5320)**

## 介護のしごと相談会について

### ▼表題

令和7年度 第2回「介護のしごと相談会」

### ▼日時

12月20日(土) 午前10時～正午、午後1時～午後3時

### ▼場所

エス・バード（飯田市座光寺） A棟2階ホール

### ▼内容

飯田下伊那地域の介護事業所・障がい者事業所に就職を希望する方、高齢者や障がい者に対する介護の仕事に興味をお持ちの方を対象に、事業所との個別相談会を開催します。参加費用は無料、事前申込も不要です。

### ▼出展事業所

飯田下伊那地域の約25の介護事業所・障がい者事業所が参加予定です。

詳細は南信州広域連合のホームページをご覧ください。

### ▼問い合わせ

南信州広域連合事務局 地域医療福祉連携課 TEL 0265-53-6088

## 長野県森林づくり県民税が活用されています。



軒川地区の景観整備を実施しました。

森林は水や空気を育み、土砂災害や地球温暖化を抑制するなど様々な働きをもっています。

そのような森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐため、長野県では「長野県森林づくり県民税」（通称：森林税）が導入されています。

森林税は、地域主体の里山整備活動の支援や、広く県民が利用する施設の木造・木質化、倒れやすい危険な木の伐採などに使われています。



## 国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日）に納めた保険料の全額です（令和7年中に納めたものであれば、過去の年度分の保険料や追納した保険料も対象です）。

令和7年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

このため、日本年金機構から、下記のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の方に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付もしています。郵送よりも早く受け取ることができます。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます（電子送付希望の登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます）。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 (①の対象者は除きます。)	電子送付	令和8年1月下旬から順次
		郵送	令和8年2月上旬

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の国民年金保険料を支払っている場合も、その保険料について控除が受けられます。

## 飯田税務署より「所得税青色申告決算説明会等」の開催についてお知らせ

飯田税務署では、具体的な決算の仕方や、青色申告決算書、収支内訳書及び消費税申告の作成等について説明会を開催します。

### ○事業所得又は不動産所得を有する青色申告者

令和7年12月4日(木)14:00～16:00 豊丘村役場保健センター2階  
令和7年12月8日(月)14:00～16:00 飯田税務署2階会議室  
令和7年12月11日(木)14:00～16:00 下條村商工会館2階

### ○農業所得を有する青色申告者

令和7年12月2日(火)10:00～12:00 JAみなみ信州本所1階 みなみちゃんホール  
令和7年12月4日(木)10:00～12:00 豊丘村役場保健センター2階

### ○白色事業所得者等

令和7年12月9日(火)14:00～16:00 飯田税務署2階会議室

### ○消費税課税事業者等

令和7年12月9日(火)10:00～12:00 飯田税務署2階会議室

### 留意事項

- 各会場定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。
- お問い合わせは飯田税務署まで。開催会場へ直接のお問い合わせはご遠慮ください。

# うるぎダイアリー

9月30日

## 保育所稲刈り



5月に自分たちで植えた稻が大きく育ち、一生懸命稲刈りをしました。

9月10日

## 保育所りんご狩り



毎年恒例のりんご狩りが行われました。伊東勝さんから美味しいりんごの見分け方を教えてもらい、一生懸命りんごを探りました。

田嶋  
たじま  
(総務課)  
さよ子  
こ

**新職員紹介**  
**(10月14日付)**

人事異動  
後藤裕紀  
退職  
(7月31日付)

壳木村役場

10月12日  
**第10回うるぎトライアルRUN**



第10回記念として約200人のエントリーがありました。台風の影響で天気が心配されていましたが、晴天の中開催され、参加ランナーが村内を駆け抜けました。